

千葉県警察技能指導官に関する訓令

平成7年9月27日
本部訓令第34号

〔沿革〕 平成10年2月13日本部訓令第2号 平成12年4月25日本部訓令第13号
平成16年4月1日本部訓令第9号 平成17年3月31日本部訓令第13号
平成22年3月31日本部訓令第5号 平成23年2月15日本部訓令第5号
平成28年3月29日本部訓令第11号 令和3年9月9日本部訓令第15号

千葉県警察技能指導官に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察技能指導官に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、職員の実務能力向上に資するため、警察実務に関して専門的な技能又は知識を有する千葉県警察技能指導官（以下「技能指導官」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、「専門的技能等」とは、警察力の一層の高度化、専門化を図るために後世代への確実な継承が必要な警察実務に関する専門的 skill 又は知識であつて、技能指導官に係る専門的 skill 等（別表）に定めるもののほか、本部長が必要と認めるものをいう。

(技能指導官の行う職務)

第3条 技能指導官は、職員に対し、次の各号に掲げる方法により専門的 skill 等に関する指導を行うものとする。

- (1) 専門的 skill 等に係る職務を遂行しながら行う教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) 前各号に掲げるもののほか、専門的 skill 等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

(技能指導官に充てる職員)

第4条 技能指導官は、原則として、年齢が45歳以上、かつ、当該専門的 skill 等に係る実務経験が通算15年以上の者のうちから、本部長が任命した者をもって充てるものとする。

2 本部長は、指導を行うことが適当でないとき又は技能指導官としてふさわしくない非行があつたときは、技能指導官を解任することができる。

(技能指導官名簿の作成等)

第5条 技能指導官を任免したときは、警務部教養課長は技能指導官名簿を作成し、その周知を図るものとする。ただし、専門的 skill 等の種別により名簿への掲載が適当でないとき認められる場合は、この限りでない。

(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、訓令の実施のため必要な事項は本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年2月13日本部訓令第2号）

この訓令は、平成10年2月13日から施行する。

附 則（平成12年4月25日本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日本部訓令第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日本部訓令第13号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日本部訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月15日本部訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日本部訓令第11号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月9日本部訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第2条）

技能指導官に係る専門的技能等

部門別	専門的技能等の種別
総務部門	留置管理
警務部門	犯罪被害者支援
生活安全部門	犯罪抑止対策
	人身安全関連事案への対処
	子供女性安全対策
	少年相談、補導及び立ち直り支援
	少年関係事犯の取締り
	風俗関係事犯の取締り
	サイバー犯罪の取締り
	生活経済事犯の取締り
	許可等事務（古物営業、質屋営業、警備業、探偵業、銃砲刀剣類、風俗営業等）
地域部門	職務質問等による犯罪の取締り
	通信指令
刑事部門	強行犯捜査
	検視
	特殊犯捜査
	知能犯捜査
	窃盗犯捜査
	暴力団対策
	薬物犯罪捜査
	銃器犯罪捜査
	国際犯罪捜査
	指名手配被疑者の追跡捜査
	被疑者の逮捕等に向けた身柄の確保
	手口分析・情報分析
	鑑識・鑑定
交通部門	交通事故事件等捜査
	交通規制・管制
警備部門	警備情報の収集・分析
	警備事件捜査
	警衛・警護
	警備実施
	機能別部隊活動